

シニア引受基準緩和型医療共済普通共済約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において使用する用語は、それぞれ次の定義に従うものとします。ただし、別途説明がある場合には、その説明のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
あ	悪性新生物	別表1[対象となる悪性新生物]の悪性新生物をいいます。
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医師	① 医師法に定める医師をいいます。 ② 当組合が日本の医師の資格を持つ者と同等と認めた日本国外の医師を含みます。 ③ 被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師とします。 ④ 柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
か	がん保障開始日	初年度契約の責任開始日からその日を含めて181日目をいいます。
き	共済期間	共済契約証書記載の共済期間で、申込日の翌月1日0時から1年とし、共済契約証書に共済期間の終期として記載された日の24時に終わります。
	共済金	入院共済金、がん入院共済金、がん先進医療共済金及び死亡弔慰金をいいます。
	共済金受取人	シニア引受基準緩和型医療共済において、共済金を受けとるべき者をいいます。
	共済金指定受取人	法人以外の共済契約者により被共済者たる共済契約者の死亡弔慰金の支払事由が発生するまでに、死亡弔慰金の受取人として指定された者をいいます。なお、共済金指定受取人は第19条(2)受取順位内の範囲とし、1名に限ります。
	共済契約者	当組合に所属する組合員又は組合員以外で当組合が認めた者で、この共済契約を締結する者をいいます。
こ	更新契約	第13条(共済期間及び責任の始期)(2)の規定により共済契約が更新された場合の、更新後の共済契約をいいます。
	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって当組合が告知を求めたものをいいます。
し	疾病	疾病とは、被共済者が被った、傷害以外の身体に生じた障害をいいます。
	傷害	傷害とは、被共済者が、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被ったケガをいい、この傷害には身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ

		一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒は含みません。
	初年度契約	更新契約以外の共済契約をいいます。
せ	責任開始日	当組合は、共済契約の申込を承諾した場合は、申込の翌日午前0時に遡って共済契約上の責任を開始するものとし、共済契約上の責任を開始する日を責任開始日といいます。
	先進医療	別表 2[公的医療保険制度]の法律に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年厚生労働大臣告示第495号)第1条第1号に規定する先進医療(注)をいいます。ただし、療養を受けた日現在別表 2[公的医療保険制度]の法律に規定する「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養を除きます。 (注) 先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。
ち	治療	医師による治療をいいます。ただし、被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師による治療をいいます。
に	入院	医師による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ自宅等(老人福祉法に定める有料老人ホーム及び老人福祉施設並びに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。)での治療が困難なため、病院又は診療所に入り常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。
ひ	被共済者	被共済者は、共済契約の保障の対象となる者をいいます。
	病院又は診療所	① 医療法に定める日本国内にある病院又は患者を収容する施設を有する診療所。 ② 柔道整復師法に定める日本国内にある施術所(注) ③ ①及び②の場合と同等と当組合が認めた日本国外にある医療施設 (注) 患者を収容する施設と同等の施設を有する施術所に限ります。
ま	満期日	初年度契約又は更新契約において、1年の共済期間が終了する日をいいます。
	満了日	第13条(共済期間及び責任の始期)(3)①の規定により、共済契約が終了した日をいいます。
め	免責事由	第8条(共済金を支払わない場合)(1)の①から⑫に該当する事由をいいます。

第2章 保障条項

第2条(共済金の種類、共済金額)

(1) 当組合が、この共済契約によりお支払いする共済金の種類及びお支払いの基準となる共済金額は、第12条に規定する被共済者の契約年齢による保障年齢区分に応じ、次のとおりとします。

保障年齢区分 共済金の種類		第一年齢区分 【55歳～64歳】	第二年齢区分 【65歳～74歳】	第三年齢区分 【75歳～85歳】
死亡弔慰金		100,000円	50,000円	30,000円
入院共済金	初期入院共済金 (1日目～6日目)	1日につき5,000円	1日につき4,000円	1日につき2,500円
	継続入院共済金 (7日目以降)	1日につき3,500円	1日につき2,000円	1日につき1,500円
がん入院共済金	初期入院共済金 (1日目～6日目)	1日につき5,000円	1日につき4,000円	1日につき2,500円
	継続入院共済金 (7日目以降)	1日につき3,500円	1日につき2,000円	1日につき1,500円
がん先進医療共済金		1回につき3,000,000円	1回につき2,000,000円	1回につき1,000,000円

(2) 共済契約は、(1)に定める共済金額をもって1口とし、1人の被共済者が1口を超えて契約することはできません。また、1人の被共済者に1口を超える契約が判明した場合、初年度契約の責任開始日の最も古い契約以外の契約を無効とします。この場合、無効となった共済契約に対しすでに払い込まれた共済掛金があるときは、無効となる共済契約の共済掛金を共済契約者へ払い戻します。

第3条(死亡弔慰金を支払う場合)

- (1) 当組合は、被共済者が共済期間中(初年度契約については、責任開始日から、共済契約証書に記載された共済期間の終期までをいいます。以下本条において同じ。)に死亡した場合を死亡弔慰金の支払事由とし、保障年齢区分の共済金額にしたがい、死亡弔慰金をお支払いします。
- (2) (1)の支払事由を満たした場合であっても、初年度契約の責任開始日からその日を含め180日までの間の被共済者の死亡に対しては、当組合は(1)の死亡弔慰金額の50%を死亡弔慰金としてお支払いします。
- (3) 被共済者の生死が不明の場合であっても、当組合が死亡したものと認めたときは死亡弔慰金をお支払いします。

第4条(入院共済金を支払う場合)

- (1) 当組合は、被共済者が共済期間中に、①及び②のいずれかの事由により、その治療を目的として日本国内の病院又は診療所へ入院を開始した場合を入院共済金の支払事由とし、共済期間中の入院日数に対して入院共済金をお支払いします。
- ① 初年度契約の責任開始日以降に生じた疾病
- ② 初年度契約の責任開始日以降に発生した傷害
- (2) 被共済者が、初年度契約の責任開始日より前に生じた疾病又は発生した傷害の治療を目的とした入院(注1)を開始した場合であっても、次の①及び②のいずれかに該当したときは、その疾病又はその傷害を

初年度契約の責任開始日以降に生じたものとみなして、(1)の規定を適用します。

① 共済契約締結の際、当組合が告知等により知っていたその疾病又はその傷害（注2）に基づいて共済契約の締結を承諾した場合

② 初年度契約の責任開始日以降にその疾病の症状が悪化したこと又はその疾病と医学上重要な関係にある疾病を発病したことにより、入院による治療が必要であると医師によって初年度契約の責任開始日の前を含めて初めて判断された場合

（注1）治療を目的とした入院には、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊治療、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は含みません。

（注2）共済契約者又は被共済者が事実の一部のみを告知したことにより、当組合がその疾病又はその傷害に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

(3) 当組合がお支払いする入院共済金額は、次のとおりとします。

① 入院開始の日からその日を含め6日目まで

入院開始日の被共済者の保障年齢区分に対応する初期入院共済金額 × 入院日数

② 入院開始の日からその日を含め7日目以降（注）

入院開始日の被共済者の保障年齢区分に対応する継続入院共済金額 × (入院日数 - 6日)

（注）(5)の①又は②に規定する日数を限度とします。

(4) (3)の規定にかかわらず、(1)又は(2)の支払事由を満たした場合であっても、初年度契約の責任開始日からその日を含めて180日目までの間の入院に対しては、当組合は(3)の入院共済金額の50%を入院共済金としてお支払いします。

(5) 1回の入院に対して、当組合がお支払いする入院共済金は、初期入院共済金及び継続入院共済金を通算して、次の日数をお支払いの限度とします。

① 第一及び第二年齢区分 50日

② 第三年齢区分 30日

(6) 入院共済金のお支払い対象となる入院の退院日翌日からその日を含めて180日以内にその入院と同一の原因又は直接の関係がある原因により被共済者が入院した場合は、これらの入院は、1回の入院とみなして(3)及び(5)の規定を適用します。

(7) 入院共済金が支払われることとなる入院期間中に、その入院と異なる原因による入院治療の期間が開始した場合であっても、これらの入院については、1回の入院とみなし、重複して入院共済金はお支払いしません。

(8) 被共済者の入院中に、共済契約が満了日を迎えた場合であって、その満了日の翌日以後もその入院の原因と同一の原因又は直接の関係がある原因により継続して入院しているときは、その入院に係る退院日まで共済期間が継続しているものとみなし、(3)、(5)及び(7)の規定を適用します。

第5条(がん入院共済金を支払う場合)

(1) 当組合は、被共済者が、第1条に規定するがん保障開始日以後に初めて日本国内の病院又は診療所で診断確定された悪性新生物（再発、転移を含みます。）の治療を目的として、日本国内の病院又は診療所に入院を開始した場合をがん入院共済金の支払事由とし、共済期間中の入院日数に対してがん入院共済金をお支払いします。

(2) 当組合がお支払いするがん入院共済金額は、次のとおりとします。

① 入院開始の日からその日を含め6日目まで

入院開始日の被共済者の保障年齢区分に対応する初期入院共済金額 × 入院日数

② 入院開始の日からその日を含め7日目以降（注）

入院開始日の被共済者の保障年齢区分に対応する継続入院共済金額 × （入院日数 - 6日）

（注）(3)の①又は②に規定する日数を限度とします。

(3) 1回の入院に対して、当組合がお支払いするがん入院共済金は、がん初期入院共済金及びがん継続入院共済金を通算して、次の日数をお支払いの限度とします。

① 第一及び第二年齢区分 50日

② 第三年齢区分 30日

(4) がん入院共済金のお支払い対象となる入院の退院日翌日からその日を含めて180日以内にその入院と同一の原因又は直接の関係がある原因により被共済者が入院した場合は、これらの入院は、1回の入院とみなして(2)及び(3)の規定を適用します。

(5) がん入院共済金が支払われることとなる入院期間中に、その入院と異なる原因の悪性新生物の入院治療の期間が開始した場合であっても、これらの入院については、1回の入院とみなし、重複してがん入院共済金をお支払いしません。

(6) 被共済者の悪性新生物の治療のための入院中に、共済契約が満了日を迎えた場合であって、その満了日の翌日以後もその入院の原因と同一の原因又は直接の関係がある原因により継続して入院しているときは、その入院に係る退院日まで共済期間が継続しているものとみなし、(2)、(3)及び(5)の規定を適用します。

(7) 当組合は、1回の入院期間中に入院共済金とがん入院共済金をお支払いすべき事由がともに生じた場合には、それぞれの入院期間に応じて、前条に規定する入院共済金と本条に規定するがん入院共済金の合計額をお支払いします。

第6条（がん先進医療共済金を支払う場合）

(1) 当組合は、被共済者が、第1条に規定するがん保障開始日以後に初めて日本国内の病院又は診療所で診断確定された悪性新生物（再発、転移を含みます。）の治療を目的に先進医療による療養を受けた場合ががん先進医療共済金の支払事由とし、共済期間中のその療養に対してがん先進医療共済金をお支払いします。

(2) (1)の規定により当組合がお支払いするがん先進医療共済金の額は、がん先進医療による療養を開始した日（注）の属する契約の共済始期日時点の被共済者の保障年齢区分に対応するがん先進医療共済金額を限度に、被共済者が受けた先進医療にかかる技術料の額とします。

（注）先進医療を受ける目的のためになされた当該先進医療を実施する病院又は診療所における診察、検査の結果、先進医療による療養が確定した場合、その診察、検査の日を含みます。

(3) 被共済者の悪性新生物の治療を目的とする先進医療の療養中に、共済契約が満了日を迎えた場合であって、その満了日の翌日以後も継続して満了日以前と同一の先進医療を受けているときは、その療養が終了するまで共済期間が継続しているものとみなし、(1)及び(2)の規定を適用します。

第7条（支払限度日数及び支払限度額）

(1) この共済契約により、当組合がお支払いする入院共済金、がん入院共済金及びがん先進医療共済金の支払限度は、それぞれ次のとおりとします。

共済金の種類	1回の支払限度	全共済期間通算の支払限度
入院共済金	第一及び第二年齢区分 50日 第三年齢区分 30日	500日
がん入院共済金	第一及び第二年齢区分 50日 第三年齢区分 30日	500日
がん先進医療共済金	第2条（共済金の種類、共済金額）(1)の保障年齢区分に応じたがん先進医療共済金の額	10,000,000円

(2) (1)のがん先進医療共済金の1回の支払限度の適用にあたっては、前条(2)の規定するがん先進医療による療養を開始した日を基準とし、その日の属する共済期間の翌更新契約の共済期間以降まで療養が継続した場合であっても、療養を開始した日の属する共済期間に療養が行われたものとみなします。

第8条(共済金を支払わない場合)

(1) 当組合は、次の①から⑫のいずれかの事由に該当した場合、共済金を支払いません。

- ① 被共済者の自殺行為
- ② 共済契約者（注1）、被共済者又は共済金受取人の故意又は重過失
- ③ 被共済者の犯罪行為又は闘争行為
- ④ 被共済者に対する刑の執行
- ⑤ 被共済者の精神障害を原因とする事故
- ⑥ 被共済者の泥酔状態又は酩酊状態(薬物依存等による酩酊を含みます。)の間に生じた事故
- ⑦ 被共済者が、法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、又は運転資格の停止期間中に自動車若しくは原動機付自転車(以下「自動車等」といいます。)を運転している間、法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する状態で自動車等を運転している間、又は麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- ⑧ 被共済者の薬物依存（注2）、中毒症状（シンナー、アルコール、麻薬等）
- ⑨ 原因がいかなる場合でも、被共済者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医師による医学的他覚所見のないもの
- ⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動(注3)
- ⑪ 地震、噴火又は津波
- ⑫ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様)若しくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故

(注1) 共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関とします。

(注2) 薬物依存とは平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

(注3) 暴動とは群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(2) (1)の①に該当する場合であっても、被共済者の自殺行為による死亡が、初年度契約の翌年度以後の更新

契約の期間中であった場合には、当組合は死亡弔慰金をお支払いします。

第3章 基本条項

第9条(共済掛金)

共済掛金は、月額3,200円とします。

第10条(共済掛金の払込)

- (1) 共済掛金は、当組合が指定した金融機関を通じて口座振替により月払の方法で収受するものとします。
- (2) 第1回の共済掛金の払込は、共済期間の始期応当日の属する月の末日（以下「払込期日」という。）までに払い込むものとします。
- (3) 第1回目目の払込については、その払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日までを払込猶予期間とします。
- (4) 第2回目以降の払込については、その払込期間満了日の属する月の翌月初日から末日までを払込猶予期間とします。
- (5) 第2回目以降の払込猶予期日までに払込みのない場合は、その共済契約は払込期日の属する月の1日午前0時から効力を失います。

第11条(被共済者の範囲)

- (1) 初年度契約の被共済者は、第12条に規定する契約年齢が満55歳以上満79歳以下の者とし、加入日現在において正常に就業し、又は日常生活を営んでおり当組合所定の告知事項に該当しない者に限ります。また、更新契約の被共済者は、第12条に規定する契約年齢が84歳以下の者とします。
- (2) (1)の規定に関わらず、次の職業に就いた被共済者は、除きます。
 - ① 自動車、自転車、モーターボート等の競争選手
 - ② テストドライバー、テストライダー、テストパイロット等の職業従事者
 - ③ プロレスラー、プロボクサー、力士等の職業従事者
 - ④ スタントマン、かるわぎ師、その他これらに類する方
 - ⑤ ①～④に掲げる職業と同程度又はそれ以上の身体及び生命への危険度の高い職業に従事している方
- (3) 共済契約の申込みをしようとする者は、組合所定の共済契約申込書に所要事項を記入、署名又は記名押印し、被共済者となるべき者が、署名又は記名押印した被共済者登録名簿を当組合に提出し、共済掛金を当組合に払い込んでください。
- (4) 被共済者となるべき者については、共済契約の申込みをしようとする者が、共済契約申込みの際に、被共済者の同意のうえ、所要事項を記載した被共済者登録名簿を当組合に提出するものとします。
- (5) 当組合は、当組合所定の共済契約申込書、被共済者登録名簿を受け取り、共済契約の申込みに関する被共済者となるべき者の同意を確認のうえ、共済契約の申込みを承諾することができることを認めるときは、共済契約を締結します。
- (6) 当組合は、共済契約の申込みを承諾するにあたり、共済契約者又は被共済者に対し、共済契約の申込みに関して必要な事項を調査することができます。
- (7) 当組合は、共済契約の申込みを承諾した場合、当組合の代表者印を押印した共済契約証書を作成し、共

済契約者に発行することにより、承諾の通知に代えます。

第 12 条 (契約年齢の計算)

被共済者の契約年齢は、共済期間の始期における満年齢で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

第 13 条 (共済期間及び責任の始期)

(1) 共済期間は、原則として 1 年とし、当組合が共済契約の申込を承諾したときは、申込日の翌月 1 日の午前 0 時から 1 年とします。

ただし、責任の始期は、共済契約の申込をした日の翌日の午前 0 時とします。

(2) 共済期間満期日の 2 週間前までに、共済契約者より当組合に特に通知のない限り、当該共済契約は、共済期間満期日の翌日より自動的に更新して継続します。

(3) (2) の規定にかかわらず、次の場合には共済契約は更新されません。

① 共済期間更新日において、第 11 条 (被共済者の範囲) (1) で定める被共済者の範囲に該当しない場合

② 更新日において当組合がこの共済契約の締結を取り扱っていない場合

(4) 共済契約者又は被共済者が次の①及び②のいずれかに該当し、当組合が契約の更新を不相当と認めた場合には、(2) の規定にかかわらず、その旨を書面で共済契約者に通知し、共済契約の更新を拒否することができます。

① 共済金の請求、受取に関して不正があった場合

② その他当組合が契約の更新を不相当と認めたとき

(5) 更新後の共済契約については、更新日におけるこの共済契約の共済約款を適用し、更新後の共済契約の共済掛金は、更新日における共済掛金率を適用します。

第 14 条 (告知義務)

共済契約者又は被共済者は、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、当組合が書面で求めた告知事項について事実を正確に記入し、署名又は記名押印のうえ、第 11 条 (被共済者の範囲) に記載の被共済者登録名簿提出の際に、同時に添付しなければなりません。

第 15 条 (共済契約の内容変更)

この共済契約では、共済金の増額・減額、共済期間の変更及び共済掛金払込期間の変更はできません。

ただし、第 32 条 (共済金の削減支払・減額又は共済掛金の追徴) を除きます。

第 16 条 (共済契約者の変更)

(1) 共済契約者は、被共済者の同意及び当組合の承諾を得て、その権利及び義務のすべてを第三者に承継させることができます。

(2) 共済契約者が、共済契約者の変更を請求するときは、当組合所定の変更請求書類を当組合に提出してください。

第 17 条 (共済契約者の住所の変更)

(1) 共済契約者が住所 (通信先を含みます。以下同様) を変更したときは、直ちに当組合所定の書面をもって

通知してください。

- (2) 共済契約者が前項の通知をしなかったときは、当組合の知った最終の住所あてに発した通知は共済契約者に到達したものとみなします。

第 18 条 (契約年齢の誤りの処理)

共済契約申込書に記載された被共済者の年齢に誤りがあり、実際の年齢が当組合の定める範囲外であった場合は、共済契約は取り消すことができ、既に払い込まれた共済掛金を共済契約者に払い戻します。

第 19 条 (共済金受取人)

- (1) 共済金受取人は、共済契約者とします。
- (2) 法人以外の共済契約者により被共済者たる共済契約者の死亡弔慰金の支払事由が発生するまでに、死亡弔慰金の受取人として、特に必要がある場合に限って共済受取人を指定（以下、「共済受取指定人」という。）することができます。ただし、共済受取指定人は、(3)の受取順位内の範囲とし、1名に限る。
- (3) 共済金指定受取人の指定をしない被共済者たる共済契約者が死亡した場合、又は共済金指定受取人の死亡時以降新たに共済金指定受取人の指定が行われていない間に被共済者が死亡した場合は、その死亡弔慰金の受取順位は、次のとおりとします。ただし、同順位者が2人以上あるときは、その受取割合は、均等とし代表者に支払います。
- ①第1順位 共済契約者の配偶者
 - ②第2順位 共済契約者の子
 - ③第3順位 共済契約者の父母
 - ④第4順位 共済契約者の孫
 - ⑤第5順位 共済契約者の祖父母
 - ⑥第6順位 共済契約者の兄弟姉妹
 - ⑦第7順位 共済契約者の甥姪
- ※戸籍上のものに限りません。
- (4) (3)の代表者が定まらないか又はその所在が不明である場合には、当組合が共済金受取人の1人に対して行う行為は、他の共済金受取人に対しても効力を生じます。
- (5) (3)に該当する場合で被共済者たる共済契約者の死亡弔慰金の支払事由発生時において請求手続未了の共済金があるとき、その共済金の受取人については、(3)と同様の扱いとします。
- (6) (2)による法人以外の共済契約者による共済金指定受取人の指定は、法律上有効な遺言によりすることができます。
- (7) (6)による共済金指定受取人の指定は、共済契約者が死亡した後、共済契約者の相続人が当組合に通知しなければ、これを当組合に対抗することができません。

第 20 条 (解約・脱退)

- (1) 共済契約者は、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができます。
- (2) 共済契約者が解約の請求をするときは、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。
- (3) 共済契約者は、被共済者がこの共済契約から脱退する場合、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

第 21 条(被共済者による共済契約の解除請求)

- (1) 被共済者が共済契約者以外の者である場合において、次の①から④までのいずれかに該当するときは、共済契約者に対して、この共済契約を解除することを求めることができます。
- ① この共済契約の被共済者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 共済契約者又は共済金を受け取るべき者が、第 26 条(重大事由による解除) (1)の①から④のいずれかに該当する場合
 - ③ 共済契約者又は共済金を受け取るべき者が、②の場合と同程度に被共済者のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ④ 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事由により、この共済契約の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 被共済者による解除請求は、その被共済者に係る部分に限ります。

第 22 条(共済掛金の払戻)

当組合は、第 25 条(共済契約の解除)、第 26 条(重大事由による解除)及び第 27 条(告知義務違反による解除) (1)の規定により共済契約を解除する場合、既に払い込まれた共済掛金に払い戻すべきものがあるとき、これを共済契約者に払い戻します。

第 23 条(詐欺又は不法取得目的による無効)

当組合は、次の①及び②のいずれかの事由に該当した場合、その共済契約を無効とし、既に払い込まれた共済掛金を払い戻しません。

- ① 共済契約の締結の際に共済契約者、被共済者若しくは共済金受取人に詐欺の行為があったとき
- ② 共済契約者が共済金を不法に取得する目的、又は第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結したとき

第 24 条(共済契約の消滅)

- (1) 被共済者が満 85 歳の誕生日を迎えた場合、この共済契約は、その該当した日の直後の共済期間満期日に満了を迎えるものとし、満了した日の翌日に共済契約は消滅します。
- (2) 被共済者が入院共済金、がん入院共済金又はがん先進医療共済金のいずれかについて、第 7 条(支払限度日数および支払限度額) (1)の全共済期間通算の支払限度に達した場合、この共済契約は、その該当した日の翌日に消滅します。
- (3) 共済契約締結後、被共済者が死亡したときは、共済契約は消滅します。
- (4) (1)、(2)及び(3)の規定により消滅した共済契約について、その消滅した日以後に対応する共済掛金の払込みを受けていたときは、その共済掛金を共済契約者に払い戻します。
- (5) (1)、(2)及び(3)の規定により消滅した共済契約について、その消滅した日以後に発生した共済金の支払事由に対して、当組合は共済金をお支払いしません。

第 25 条(共済契約の解除)

当組合は、次の①及び②のいずれかの事由に該当した場合、その共済契約を解除することができます。

- ① 共済契約の締結の際に、被共済者の同意を得ていないとき
- ② 被共済者が第 11 条(被共済者の範囲)(2)に規定する職業に就いたとき

第 26 条(重大事由による解除)

(1) 当組合は、次の①から④のいずれかに該当した場合、共済契約を将来に向かって解除することができます。

- ① 共済契約者、被共済者又は共済金受取人が、共済金を詐取する目的若しくは他人に共済金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - ② 共済金の請求に関し、共済金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - ③ 共済契約者、被共済者又は共済金受取人に対する当組合の信頼を損ない、共済契約を継続することを期待しえない①又は②に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
 - ④ 共済契約者、被共済者又は共済金受取人が、アからオのいずれかに該当したとき
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者(注)に該当すると認められる者
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜等を供与する等の関与をしていると認められること
 - ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ 法人である場合において、反社会的勢力がその経営を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められるとき
 - オ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (注) アに掲げた者を総称し、④において「反社会的勢力」とします。

(2) 共済金の支払事由が生じた後でも、当組合は、(1)の規定により、共済契約を解除することができます。この場合、当組合は、共済金を支払いません。既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求します。

(3) 当組合は、共済契約を解除する場合、共済契約者に対して、解除日を明示した書面をもって通知し、解除します。ただし、正当な事由により共済契約者に通知できない場合、当組合は、被共済者又は共済金受取人に通知し、共済契約者に通知したものとみなします。

第 27 条(告知義務違反による解除)

(1) 当組合は、共済契約締結の際、共済契約者又は被共済者が、告知事項について、故意又は重大な過失によって事実を告げなかった場合又は事実と異なることを告げた場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(2) 当組合は、次の①から③のいずれかの場合には、(1)の規定にかかわらず共済契約の解除をすることができません。

- ① 当組合が、共済契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、又は過失によって知らなかったとき
- ② 当組合が、共済契約の締結後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から 1 ヶ月が経過したとき
- ③ 共済契約が責任開始日から 5 年を越えて有効に継続したとき。ただし、責任開始日から 5 年以内に解

除の原因となる事実に基づいて共済金の支払事由が生じていた場合を除きます。

第 28 条 (悪性新生物に係る告知義務違反による無効)

- (1) 当組合は、被共済者が告知の時から 5 年以内に、悪性新生物と診断確定されていた場合又は悪性新生物の治療が行われていた場合には、共済契約者又は被共済者のその事実の知、不知にかかわらず、共済契約を無効とします。
- (2) 前項の場合、本共済契約締結の際の告知の時から遡って 5 年以内に被共済者が悪性新生物と診断確定されていた事実又は悪性新生物の治療が行われていた事実を共済契約者又は被共済者が知っていた場合には、当組合は既に払い込まれた共済掛金を払い戻さず、知っていない場合には当組合は既に払い込まれた共済掛金を払い戻します。

第 29 条 (共済金の請求)

- (1) 共済金の支払事由が生じたことを知ったときは、共済契約者又は共済金受取人は、遅滞なく当組合に通知してください。
- (2) 共済契約者又は共済金受取人が共済金の支払を請求する場合は、別表 3 に掲げる書類又は証拠のうち当組合が求めるものを当組合に提出しなければなりません。
- (3) 共済契約者に共済金を請求できない事情がある場合、次の①から④までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当組合に申し出て、当組合の承諾を得たうえで、共済契約者の代理人として共済金を請求することができます。ただし、法人契約者は除きます。
 - ① 戸籍上の配偶者
 - ② ①に規定する者がいない場合、又は①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、直系血族
 - ③ ①及び②に規定する者がいない場合、又は①及び②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、兄弟姉妹
 - ④ 当組合が認めた者
- (4) (3)の規定による共済契約者の代理人からの共済金の請求に対して、当組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けても、当組合はこれを支払いません。
- (5) 当組合は、共済金支払事由及び身体障害の内容等に応じ、共済契約者に対して、別表 3 に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出又は当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当組合が求めた書類又は証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、当組合はそれによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。
 - ① 共済契約者が正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - ② 共済契約者、被共済者又は共済金受取人が、正当な理由なく(2)、(3)又は(5)の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合
 - ③ 共済契約者、被共済者又は共済金受取人が、正当な理由なく(2)、(3)又は(5)の書類のいずれかを偽造し、又は変造した場合
- (7) 当組合は、共済金の支払請求を受けた場合に必要と認めたときは、被共済者について当組合の指定する医師の診断を求めることがあります。
- (8) 共済金請求権は、(1)に定めるときの翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 30 条 (共済金の支払時期及び支払方法)

- (1) 当組合は、共済金の支払請求があった場合は、請求に必要な書類が当組合に到着し請求を受けた日から、その日を含めて 30 日以内に、共済金をお支払いします。
- (2) 共済金を支払うために当組合の確認が必要な次の各号に掲げる場合において、共済契約の締結時から共済金等の請求時まで当組合に提出された書類だけでは確認ができないときは、当該①から④に定める事項の確認（当組合の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、(1)の規定にかかわらず、共済金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当組合に到着した日の翌日からその日を含めて 60 日を経過する日とします。

	確認が必要な場合	確認事項
①	共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	共済金の支払事由発生の有無
②	共済金の免責事由に該当する可能性がある場合	共済金の支払事由が発生した原因
③	告知義務違反に該当する可能性がある場合	当組合が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
④	当約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	②及び③に定める事項又は共済契約者、被共済者若しくは共済金受取人の共済契約締結の目的若しくは共済金の請求の意図に関する共済契約の締結時から共済金の請求時までにおける事実

- (3) (2)に掲げる事項の確認をするため、次に掲げる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、共済金を請求した者に通知したうえで、(1)及び(2)の規定にかかわらず、共済金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当組合に到着した日の翌日からその日を含めて当該①から⑥に定める日数（①から⑥のうち複数に該当する場合でも 180 日）を経過する日とします。

	特別な照会又は調査の内容	日数
①	弁護士法その他の法令に基づく照会	180 日
②	災害救助法が適用された被災地域における調査	180 日
③	医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、審査等の結果の照会	120 日
④	研究機関等の専門機関による医学又は工学等の科学技術的な特別の調査、分析又は鑑定	90 日
⑤	警察、検察等の捜査機関、裁判所及び消防その他の公の機関による調査、捜査の結果の照会	90 日
⑥	日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

- (4) (1)、(2)及び(3)の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者又は共済金受取人が正当な理由がなくこの確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間は(1)、(2)及び(3)の日数に含みません。

（注）当組合の指定した医師による診断に応じなかった場合を含みます。

第 31 条 (共済金支払に関する調査)

- (1) 当組合は、共済金の支払請求を受けた際に、共済契約者、被共済者又は共済金受取人に対し、支払に関して必要な事項を調査することができます。

- (2) (1)の調査の場合に、共済金受取人等は、資料の提出その他必要な事項について組合に協力しなければなりません。
- (3) (1)の調査に際し、共済契約者、被共済者、共済金受取人が、正当な理由がなく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかったとき（当組合の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当組合は、これにより当該調査が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は共済金を支払いません。
- (4) (1)の調査を行うときは、当組合は、共済金を請求した者にその旨を通知します。

第 32 条 (共済金の削減支払・減額又は共済掛金の追徴)

当組合は、異常災害その他の事由により損失金を生じ、かつ、その損失金を繰越剰余金、諸積立金、金融機関の支払保証等をもって補填することができなかつたときは、総代会の決議を経て、既に共済金の請求書類を当組合が受け取っているときは、共済金を削減して支払います。また共済契約を引き続いて引き受ける場合は、共済掛金の追徴を行うか、共済金の減額を行うことがあります。

第 33 条 (約款の変更)

- (1) 当組合は、法令の改正、社会情勢の変化その他の事情により、共済契約締結後、民法第 548 条の 4 第 1 項に基づいて、この共済約款を変更することがあります。
- (2) 当組合は、前項の規定により共済約款を変更する場合には、その効力発生時期を定め、共済約款を変更する旨及び変更後の共済約款の内容並びにその効力発生時期を当組合のホームページへの掲載その他の方法により周知するものとします。

第 34 条 (共済掛金の変更)

- (1) 当組合は、この共済契約の支払事由に該当する被共済者の数の増加、支払うべき金額の増加その他これに準じる事態が発生し、この共済契約の共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要がある場合は、この共済契約の共済掛金率を変更することがあります。
- (2) (1)により変更した場合は、その後の共済契約の更新日より適用します。

第 35 条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、当組合の定款その他の諸規定並びに日本国の法令に準拠します。

別表 1[対象となる悪性新生物]

対象となる悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の下表に記載のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07, D09
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47. 1
本能性(出血症)血小板血症	D47. 3

別表 2[公的医療保険制度]

公的医療保険制度とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

公的医療保険制度の法律
(1) 健康保険法
(2) 国民健康保険法
(3) 国家公務員共済組合法
(4) 地方公務員共済組合法
(5) 私立学校教職員共済法
(6) 船員保険法
(7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表 3[共済金請求書類]

請求事由	必要書類
(1) 死亡弔慰金	① 当組合所定の請求書 ② 当組合所定の様式による医師の死亡診断書又は死体検案書 ③ 被共済者の除籍抄本又は住民票 ④ 共済金受取人の本人確認ができる公的証明書 ⑤ 共済契約証書
(2) 入院共済金 がん入院共済金	① 当組合所定の請求書 ② 当組合所定の様式による医師の診療証明書 ③ 共済契約証書
(3) がん先進医療共済金	① 当組合所定の請求書 ② 当組合所定の様式による医師の診療証明書 ③ 先進医療に関わる技術料を確認できる書類 ④ 共済契約証書
(注) 当組合は、上記以外の書類の提出を求め、又は上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	